

## ホテルテキスト ホテル業務関連知識 追補情報

HH0561、HH0571

『ホテルテキスト ホテル業務関連知識』にある「国際観光ホテル整備法」に関する記載について、改正されている内容がございました。

- (1) 平成 26 年 6 月 20 日施行「国際観光ホテル整備法施行規則の一部を改正する省令」により、ホテルの施設基準について、食堂の要件から「洋食の朝食の提供に係る基準」が削除されました。
- (2) 登録ホテル・旅館に対する優遇措置であった、「国税の減価償却資産の耐用年数の短縮」、「不動産取得税の減免措置」、「融資面での優遇措置」は廃止されました。現在は、「地方税における固定資産税の不均一課税」のみとなっています。

これらの改正に伴い、『ホテルテキスト ホテル業務関連知識』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。以下の対応表をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

該当箇所	テキスト内容	置き換え内容
P43 ⑤食堂（レストラン）	以下の条件を満たす食堂がなければならない。 a. <u>洋式の構造および設備をもって造られていること。</u> ・ <u>洋朝食（コーヒー・紅茶、パン類、卵料理等）を用意できる程度の厨房を備えていること。</u> <u>洋朝食を提供できること自体も、ホテルの登録基準である。</u> ・ <u>適当な数のテーブル、椅子が備えられていること。</u>	以下の条件を満たす食堂がなければならない。 a. <u>食事を提供できる適当な厨房を備えていること。</u> ・ <u>適当な数のテーブル、椅子が備えられていること。</u>
P47～P48 4. 「政府登録」によるメリット	～大きくは、以下に記す <u>3つ</u> のメリットである。 <b>(1) 登録ホテル、旅館の名称の使用</b> ～～省略～～ <b>(2) 国税や地方税の減免措置</b> <u>国税では減価償却資産の耐用年数の短縮、地方税では固定資産税および不動産取得税の不均一課税がある。</u> ① <u>国税</u> ～～省略～～ ② <u>地方税</u> ～～省略～～ <b>(3) 融資面での優遇措置</b> ～～省略～～	～大きくは、以下に記す <u>2つ</u> のメリットである。 <b>(1) 登録ホテル、旅館の名称の使用</b> ～～省略～～ <b>(2) 固定資産税（地方税）の不均一課税</b> <u>262 市町村（H26.3.31 現在）において、建物にかかる固定資産税の軽減措置を実施している。</u>

※最新の情報はウイネットホームページ (<http://wenet.co.jp>) で公開しております。

[商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット